

函館市教育振興審議会条例

(設置)

第1条 本市における教育の振興に関する施策の推進について調査審議するため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理および執行の状況についての点検および評価に関すること。
- (2) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定および変更に関するこ。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置および廃止に関するこ。
- (4) 通学区域の設定および変更に関するこ。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員および任期等)

第4条 委員および臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育職員

- (3) 幼児、児童または生徒の保護者
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解囁され、または解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員および議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員および議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員および議事に關係のある臨時委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 審議会は、専門の事項について調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、当該専門部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

7 前2条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(函館市学校教育審議会条例の廃止)

2 函館市学校教育審議会条例（昭和46年函館市条例第41号）は、廃止する。

(函館市学校教育審議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の函館市学校教育審議会条例（以下「廃止前の条例」という。）第1条の規定により置かれた函館市学校教育審議会は、第1条の規定により置く審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行前に廃止前の条例第2条の規定により函館市学校教育審議会に教育委員会が諮問した事項であって、この条例の施行の際に答申がされていないものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、第1条の規定により置く審議会が引き続き調査審議するものとする。

5 この条例の施行の際現に廃止前の条例第3条第1項の規定により函館市学校教育審議会の委員に委嘱され、または任命されている者（以下「旧委員」という。）は、第4条第1項の規定により審議会の委員に委嘱され、または任命された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間とする。

6 施行日から平成31年8月31日までの間に第4条第1項の規定により委嘱され、または任命された審議会の委員（前項の規定により委嘱され、または任命されたものとみなされた委員を除く。）の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

7 施行日から平成31年8月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「15人」とあるのは、「30人」とする。

（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

8 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「学校教育審議会の委員」を「教育振興審議会の委員および臨時委員」に改める。